

追補

次のように改正されましたので該当箇所についてご修正下さい。
(改正箇所は傍線等で示しました。)

○一般高圧ガス保安規則……(1)

改正 平成二十五年十二月二十六日 省令第六十五号*

省令第六十五号は「火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令」

改正 平成二十六年三月十七日 省令第十一号*

省令第十一号は「液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令」

改正 平成二十六年四月二十一日 省令第二十三号*

省令第二十三号は「一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則の一部を改正する省令」

○液化石油ガス保安規則……(6)

改正 平成二十五年十二月二十六日 省令第六十五号*

省令第六十五号は「火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令」

改正 平成二十六年三月十七日 省令第十一号*

省令第十一号は「液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令」

○コンビナート等保安規則……(8)

改正 平成二十五年十二月二十六日 省令第六十五号*

省令第六十五号は「火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令」

改正 平成二十六年三月十七日 省令第十一号*

省令第十一号は「液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令」

改正 平成二十六年四月二十一日 省令第二十三号*

省令第二十三号は「一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則の一部を改正する省令」

○冷凍保安規則……(13)

改正 平成二十五年十二月二十六日 省令第六十五号*

省令第六十五号は「火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令」

○容器保安規則……(14)

改正 平成二十六年三月三十一日省令第十八号

○製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示……(15)

改正 平成二十五年三月二十九日告示第七十二号

改正 平成二十六年三月十七日告示第五十号

○高圧ガス設備等耐震設計基準……(17)

改正 平成二十五年十一月二十九日告示第二百五十号

○容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示……(19)

改正 平成二十六年三月三十一日告示第六十三号

一般高圧ガス保安規則

(一六七頁 改正)

(用語の定義)

第二条 (略)

一〇四 (略)

五 (略)

イ〇ハ (略)

二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条の児童福祉施設、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第三十八条第一項の保護施設(授産施設及び宿所提供施設を除く)、老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第三十九条第一項の母子福祉施設、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の六第一項第五号の障害者職業能力開発校、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第二条第三項(第四号を除く)の特定民間施設、介護保険法(平成九年法律第一百二十三号)第八条第二十七項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第一項の障害福祉サービス事業(同条第七項の生活介護、

同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援又は同条第十四項の就労継続支援に限る。)を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、同条第二十五項の地域活動支援センター若しくは同条

第二十六項の福祉ホームであつて、収容定員二十人以上のもの
ホ〇チ (略)

六〇二十五 (略)

2 (略)

(一八八頁 改正)

(圧縮天然ガススタンドに係る技術上の基準)

第七条 (略)

一〇六 (略)

七 圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から当該圧縮天然ガススタンド以外の可燃性ガスの製造設備(液化石油ガス保安規則第二条第一項第二十号に規定する液化石油ガススタンド(処理設備及び貯蔵設備を除く。次項第二十号、次条第一項第二十号、第七条の三第一項第十二号及び同条第二項第二十九号において単に「液化石油ガススタンド」という。)、液化天然ガススタンド(処理設備(当該処理設備において気化した天然ガスを圧縮天然ガススタンドに送出するための設備を含む。以下同じ。))を除く。以下第七条の三第一項第十二号及び同条第二項第二十九号において同じ。)及び圧縮水素スタンドを除く。)の高圧ガス設備(高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除き、可燃性ガスの通る部分に限る。)に対し五メートル以上、酸素の製造設備の高圧ガス設備(酸素の通る部分に限る。)に対し十メートル以上の距離を有すること。

八 圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し六メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

2 (略)

一〇十九 (略)

二十 圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から当該圧縮天然ガススタンド以外の可燃性ガスの製造設備（液化石油ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。）の高圧ガス設備（高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除き、可燃性ガスの通る部分に限る。）に対し五メートル以上、酸素の製造設備の高圧ガス設備（酸素の通る部分に限る。）に対し十メートル以上の距離を有すること。

二十一 (略)

3 (略)

(一九一頁 改正)

(液化天然ガススタンドに係る技術上の基準)

第七条の二 (略)

一〇十九 (略)

二十 液化天然ガススタンドの処理設備は、その外面から当該液化天然ガススタンド以外の可燃性ガスの製造設備（圧縮天然ガススタンド（処理設備及び貯蔵設備を除く。）、圧縮水素スタンド（処理設備及び貯蔵設備を除く。）及び液化石油ガススタンドを除く。）の高圧ガス設

備（高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除き、可燃性ガスの通る部分に限る。）に対し五メートル以上、圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し六メートル以上、酸素の製造設備の高圧ガス設備（酸素の通る部分に限る。）に対し十メートル以上の距離を有すること。

2 (略)

(一九三頁 改正)

(圧縮水素スタンドに係る技術上の基準)

第七条の三 (略)

一〇十二 (略)

十二の二 圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し六メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

十三・十四 (略)

2 (略)

一〇二十九 (略)

二十九の二 圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し六メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

三十〇三十五 (略)

3 (略)

(二〇七頁 改正)

(完成検査の方法)

第三十五条 法第二十条第五項の経済産業省令で定める完成検査の方法のうち、製造施設について行う同条第一項及び第三項の完成検査の方法は、別表第一のとおりとする。

2 法第二十条第五項の経済産業省令で定める完成検査の方法のうち、第一種貯蔵所について行う同条第一項及び第三項の完成検査の方法は、別表第二のとおりとする。

(二三三頁 改正)

(危害予防規程の届出等)

第六十三条 (略)

2~4 (略)

5 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法〔平成十四年法律第九十二号〕第三条第一項の規定により南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域内にある事業所〔同法第五条第一項に規定する者が設置している事業所及び不活性ガス又は圧縮空気のみのも製造に係る事業所を除き、同法第二条第二項に規定する南海トラフ地震〔以下「南海トラフ地震」という。〕に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定める者が設置している事業所に限る。次項において同じ。〕に係る法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、第二項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項の細目とする。

一 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。

二 南海トラフ地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広

報に関すること。

6 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による南海トラフ地震防災対策推進地域の指定の際、当該南海トラフ地震防災対策推進地域において高圧ガスの製造を行う事業所に現に管理している第一種製造者は、当該指定があつた日から六月以内に、前項に規定する事項の細目について、法第二十六条第一項の規定により、事業所の所在地を管轄する都府県知事に提出しなければならない。

7・8 (略)

(二六五頁 平成二五年三月二九日省令第一一号の附則の次に追加)

附則〔平成二五年二月二六日 省令第六五号〕

省令第六五号は「火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令」

この省令は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十二月二十七日）から施行する。

附則〔平成二六年三月一七日 省令第一一号〕

省令第一一号は「液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令」

この省令は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二六年四月一日）から施行する。

附則〔平成二六年四月二二日 省令第三号〕

省令第三号は「一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則

の一部を改正する省令
この省令は、公布の日から施行する。

(二六六頁 改正)

別表第一(第三十五条第一項関係)

検査項目	完成検査の方法
1・2 (略) 3 (略) 一〇七 (略) 七の二 第七条第一項第八号の圧縮水素スタンドの設備との間の距離	一〇七 (略) 七の二 圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備の外から圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査を行う。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。
八〇二十八 (略) 二十八の二 第七条第二項第二十号の二の圧縮水素スタンドの設備との間の距離	二十八の二 圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備の外から圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査を行う。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。

299 (略) 4 (略) 5 (略) 一〇三三 (略) 十三の二 第七条の三第一項第十二号の二の圧縮天然ガススタンドの設備との間の距離	299 (略) 一〇三三 (略) 十三の二 圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備の外から圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査を行う。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。
備考 (略) 6・7 (略) 四十八〇六十 (略)	四十八〇六十 (略)

別表第三(第八十二条第三項関係)

検査項目	保安検査の方法
<p>1・2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一〇四十九 (略)</p> <p>四十九の二 第七条の三第 一項第十二号の二の圧縮 天然ガススタンドの設備 との間の差</p>	<p>一〇四十九 (略)</p> <p>四十九の二 圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵 設備の外から圧縮天然ガススタンドの処理設備 及び貯蔵設備までの距離を巻尺その他の測定器具 を用いた測定により検査を行う。ただし、当該測 定において、規定の距離を満たしていることが目 視により容易に判定できる場合に限り、目視によ る検査に代えることができる。なお、規定の距離 を確保することができない場合であつて、距離の 確保と同等以上の措置を講じているものについて は、当該措置の状況を目視又は図面により検査す る。</p> <p>五十〇八十三 (略)</p> <p>八十三の二 圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵 設備の外から圧縮天然ガススタンドの処理設備 及び貯蔵設備までの距離を巻尺その他の測定器具 を用いた測定により検査を行う。ただし、当該測 定において、規定の距離を満たしていることが目 視により容易に判定できる場合に限り、目視によ る検査に代えることができる。なお、規定の距離 を確保することができない場合であつて、距離の 確保と同等以上の措置を講じているものについて は、当該措置の状況を目視又は図面により検査す る。</p>
<p>4 (略)</p> <p>八十四〇九十六 (略)</p>	<p>八十四〇九十六 (略)</p>

液化石油ガス保安規則

(三三七頁 改正)

(用語の定義)

第二条 (略)

一 (略)

イ、ハ (略)

ニ 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条の児童福祉施設、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第三十八条第一項の保護施設(授産施設及び宿所提供施設を除く)、老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第三十九条第一項の母子福祉施設、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の六第一項第五号の障害者職業能力開発校、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第二条第三項(第四号を除く。)の特定民間施設、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十七項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第一項の障害福祉サービス事業(同条第七項の生活介護、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援又は同条第

十四項の就労継続支援に限る。)を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、同条第二十五項の地域活動支援センター若しくは同条第二十六項の福祉ホームであつて、収容定員二十人以上のもの

ホ、チ (略)

二(二十二 (略)

2 (略)

(三三五頁 改正)

(危害予防規程の届出等)

第六十一条 (略)

2(4 (略)

5 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十二号)第三条第一項の規定により南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域内にある事業所(同法第五条第一項に規定する者が設置している事業所を除き、同法第二条第二項に規定する南海トラフ地震(以下「南海トラフ地震」という。)に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定める者が設置している事業所に限る。次項において同じ。)に係る法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、第二項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項の細目とする。

一 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。

二 南海トラフ地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関すること。

6 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条
第一項の規定による南海トラフ地震防災対策推進地域の指定の際、当該
南海トラフ地震防災対策推進地域において液化石油ガスの製造を行う
事業所を現に管理している第一種製造者は、当該指定があつた日から六
月以内に、前項に規定する事項の細目について、法第二十六条第一項の
規定により、事業所の所在地を管轄する都府県知事に提出しなければならない。

7・8 (略)

(四百七頁 平成二五年三月二九日省令第一一号の附則の次に追加)

附則 [平成二五年二月二六日 省令第六五号]*

*省令第六五号は「火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令」

この省令は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別
措置法の一部を改正する法律の施行の日(平成二五年十二月二十七日)
から施行する。

附則 [平成二六年三月一七日 省令第一一号]*

*省令第一一号は「液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令」

この省令は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉
施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げ
る規定の施行の日(平成二六年四月一日)から施行する。

コンピナート等保安規則

(四五七頁 改正)

(用語の定義)

第二条 (略)

一〇四 (略)

五 (略)

イハ (略)

二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条の児童福祉施設、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第三十八条第一項の保護施設(授産施設及び宿所提供施設を除く)、老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第三十九条第一項の母子福祉施設、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の六第一項第五号の障害者職業能力開発校、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第二条第三項(第四号を除く)の特定民間施設、介護保険法(平成九年法律第一百二十三号)第八条第二十七項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第一項の障害福祉サービス事業(同条第七項の生活介護、

同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援又は同条第十四項の就労継続支援に限る。)を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、同条第二十五項の地域活動支援センター若しくは同条

第二十六項の福祉ホームであつて、収容定員二十人以上のもの
ホシチ (略)

六〇二十五 (略)

2 (略)

(四八一頁 改正)

(圧縮天然ガスタンドに係る技術上の基準)

第七条 (略)

一〇六 (略)

七 圧縮天然ガスタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から当

該圧縮天然ガスタンド以外の可燃性ガスの製造設備(特定液化石油ガスタンド(処理設備及び貯蔵設備を除く。次項第二十号、次条第一項第二十号、第七条の三第一項第十二号及び同条第二項第二十九号において同じ)、液化天然ガスタンド(処理設備(当該処理設備において気化した天然ガスを圧縮天然ガスタンドに送出するための設備を含む。以下同じ。))を除く。第七条の三第一項第十二号及び同条第二項第二十九号において同じ。))及び圧縮水素タンクを除く。)の高圧ガス設備(高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除き、可燃性ガスの通る部分に限る。)に対し五メートル以上、酸素の製造設備の高圧ガス設備(酸素の通る部分に限る。)に対し十メートル以上の距離を有すること。

八 圧縮天然ガスタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から圧

縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し六メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

2 (略)

一〇十九 (略)

二十 圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から当該圧縮天然ガススタンド以外の可燃性ガスの製造設備（特定液化石油ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。）の高圧ガス設備（高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除き、可燃性ガスの通る部分に限る。）に対し五メートル以上、酸素の製造設備の高圧ガス設備（酸素の通る部分に限る。）に対し十メートル以上の距離を有すること。

二十の二 圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し六メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

二十一 (略)

3 (略)

(四八四頁 改正)

(液化天然ガススタンドに係る技術上の基準)

第七条の二 (略)

一〇十九 (略)

二十 液化天然ガススタンドの処理設備は、その外面から当該液化天然ガススタンド以外の可燃性ガスの製造設備（圧縮天然ガススタンド（処理設備及び貯蔵設備を除く。）、圧縮水素スタンド（処理設備及び貯蔵設備を除く。）及び特定液化石油ガススタンドを除く。）の高圧ガ

ス設備（高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除き、可燃性ガスの通る部分に限る。）に対し五メートル以上、圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し六メートル以上、酸素の製造設備の高圧ガス設備（酸素の通る部分に限る。）に対し十メートル以上の距離を有すること。

2 (略)

(四八六頁 改正)

(圧縮水素スタンドに係る技術上の基準)

第七条の三 (略)

一〇十二 (略)

十二の二 圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し六メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

十三〇十四 (略)

2 (略)

一〇二十九 (略)

二十九の二 圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し六メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

三十〇三十四 (略)

3 (略)

(五〇四頁 改正)

(危害予防規程の届出等)

第二十二條 (略)

254 (略)

- 5 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十二号)第三条第一項の規定により南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域内にある事業所(同法第五条第一項に規定する者が設置している事業所及び不活性ガス又は圧縮空気の製造に係る事業所を除き、同法第二条第二項に規定する南海トラフ地震(以下「南海トラフ地震」という。)に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定める者が設置している事業所に限る。次項において同じ。)に係る法第二十六條第一項の經濟産業省令で定める事項は、第二項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項の細目とする。
- 一 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。

二 南海トラフ地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関すること。

6 法第二十六條第一項の規定により、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による南海トラフ地震防災対策推進地域の指定の際に、当該南海トラフ地震防災対策推進地域内において高圧ガスの製造を行う事業所を現に管理している第一種製造者は、当該指定があつた日から六月以内に、前項に規定する事項の細目について、事業所の所在地を管轄する都府県知事に提出しなければならぬ。

7・8 (略)

(五三七頁 平成二五年三月二九日省令第一号の附則の次に追加)

附則 (平成二五年二月二六日 省令第六五号)^{*}

省令第六五号は「火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令」

この省令は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日(平成二五年十二月二十七日)から施行する。

附則 (平成二六年三月一七日 省令第一号)^{*}

省令第一号は「液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令」

この省令は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二六年四月一日)から施行する。

附則 (平成二六年四月二二日 省令第二三号)^{*}

省令第二三号は「一般高圧ガス保安規則及びコンテナ等保安規則の一部を改正する省令」

この省令は、公布の日から施行する。

(五四七頁 改正)

別表第三(第十九条関係)

検査項目	完成検査の方法
1 3 (略) 4 (略) 一〇七 (略) 七の二 第七条第一項第八号の圧縮水素スタンドの設備との間の距離	一〇七 (略) 七の二 圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備の外から圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査を行う。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。
八〇二十八 (略) 二十八の二 第七条第二項第二十号の二の圧縮水素スタンドの設備との間の距離	八〇二十八 (略) 二十八の二 圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備の外から圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査を行う。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。
二十九 (略) 五 (略) 六 (略) 一〇十三 (略)	二十九 (略) 一〇十三 (略)

十三の二 第七条の三第一項第十二号の二の圧縮天然ガススタンドの設備との間の距離	十三の二 圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備の外から圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査を行う。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。
十四〇四十七 (略) 四十七の二 第七条の三第二項第二十九号の二の圧縮天然ガススタンドの設備との間の距離	十四〇四十七 (略) 四十七の二 圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備の外から圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査を行う。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。
四十八〇六十 (略) 七〇九 (略) 備考 (略)	四十八〇六十 (略)

別表第四(第三十七条第三項関係)

検査項目	保安検査の方法
<p>1・2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一〇六十三 (略)</p> <p>六十三の二 第七条の三第一項第十二号の二の圧縮天然ガススタンドの設備との間の差</p> <p>六十四〇九十七 (略)</p> <p>九十七の二 第七条の三第二項第二十九号の二の圧縮天然ガススタンドの設備との間</p> <p>九十八〇百十 (略)</p>	<p>一〇六十三 (略)</p> <p>六十三の二 圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備の外から圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査を行う。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。</p> <p>六十四〇九十七 (略)</p> <p>九十七の二 圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備の外から圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査を行う。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。</p> <p>九十八〇百十 (略)</p>

冷凍保安規則

(六六六頁 改正)

(危害予防規程の届出等)

第三十五条 (略)

2) 4 (略)

5 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十二号)第三条第一項の規定により南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域内にある事業所(同法第五条第一項に規定する者が設置している事業所及び不活性ガスのみの製造に係る事業所を除き、同法第二条第二項に規定する南海トラフ地震(以下「南海トラフ地震」という。)に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定める者が設置している事業所に限る。次項において同じ。)に係る法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、第二項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項の細目とする。

一 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。

二 南海トラフ地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関すること。

6

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による南海トラフ地震防災対策推進地域の指定の際、当該南海トラフ地震防災対策推進地域において冷凍に係る高压ガスの製造

を行う事業所を現に管理している第一種製造者は、当該指定があつた日から六月以内に、前項に規定する事項の細目について、法第二十六条第一項の規定により、事業所の所在地を管轄する都府県知事に提出しなければならぬ。

7・8 (略)

(六九〇頁 平成二年三月一九日省令第一二号の附則の次に追加)

附則

(平成二五年二月二六日 省令第六五号)^{*}

省令第六五号は「火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令」

この省令は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日(平成二五年十二月二十七日)から施行する。

容器保安規則

(七四六頁 改正)

(再充填禁止容器以外の容器に係る附属品)

第十九条 (略)

一 (略)

二 バルブ若しくは安全弁を装置する場合に当該バルブ若しくは安全弁を他の容器と共有することとなる容器、液化石油ガス以外のガスを充填する内容積が四リットル以上の容器又は高压ガス運送自動車用容器 附属配管(当該附属配管が装置される容器と同等以上の耐圧性能及び気密性能を有し、かつ、使用される環境に応じた適切な材料を使用して製造したものに限り。以下この条において同じ)。

三〇五 (略)

(七四九頁 改正)

(容器再検査の期間)

第二十四条 (略)

一〇四 (略)

五 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器については、経過年数四年以下のものは四年、経過年数四年を超えるものは二年二月

六・七 (略)

二・三 (略)

(七六三頁 改正)

(帳簿)

第七十一条 (略)

2 (略)

一〇四 (略)

五 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器については、経過年数四年以下のものは前項に掲げる事項を記載した日から四年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、経過年数四年を超えるものは前項に掲げる事項を記載した日から二年二月を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

六〇十二 (略)

三・四 (略)

(七七三頁 平成二五年五月一三日省令第二三号の附則の次に追加)

附則 (平成二六年三月二日省令第一八号)

この省令は、公布の日から施行する。

製造施設の位置、構造及び設備並
びに製造の方法等に関する技術基
準の細目を定める告示

(九二〇頁 改正)

(地盤面上設置の場合における施設に対する水平距離等)

第十二条の七 (略)

	施設	可燃性ガス	毒性ガス
<p>一 (三) (略)</p> <p>四 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号) 第七条の児童福祉施設、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号) 第五条 第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号) 第三十八条第一項の保護施設(授産施設及び宿所提供施設を除く)、老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号) 第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号) 第三十九条第一項の母子福祉施設、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号) 第十五条の六第一項第五号の障害者職業能力開発校、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号) 第二条第三項(第四号を除く。)の特定民間施設、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号) 第八条第二十七項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号) 第五条第一項の障害福祉サービス事業(同条第七項の生活介護、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援又は同条第十四項の就労継続支援に限る。)を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、同条第二十五項の地域活動支援センター若しくは同条第二十六項の福祉ホームであつて、収容定員二十人以上のもの</p>	<p>略</p>	<p>四十五メートル</p>	<p>七十二メートル</p>
<p>五 (十三) (略)</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>

2 (略)

(九三〇頁 平成三十四年一月二六日告示第二五八号の改正文の次に追
加)

附 則 (平成三十五年三月二九日告示第七二号)

この告示は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉
施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成二十五
年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二十六年三月一七日告示第五〇号)

この告示は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。

高圧ガス設備等耐震設計基準

(九五九頁 改正)

(球形貯槽の算定応力等)

第十一条 球形貯槽の算定応力等の計算方法は、次の各号に掲げる応力について、それぞれ当該各号に定める算式により計算すること。ただし、鋼管ブレースに必要な補強をしている場合は第三号ハの計算を、シアプレートを有する場合は、第四号ロの計算を行うことを要しない。

一・二 (略)

三 (略)

イ・ロ (略)

ハ ブレースの交差部分に生じる応力(鋼管ブレースの場合に限る。)

(1) 引張応力

$$\sigma_t = \sigma_v + \sigma_c \cos(2\theta)$$

この算式において、 σ_v 、 σ_c 及び θ は、それぞれ次の値を表すものとする。

σ_t ブレースの交差部分に生じる引張応力(単位 ニュートン
毎平方ミリメートル)

σ_v 引張応力が生じる鋼管ブレースにおけるイに規定する値

σ_c 圧縮応力が生じる鋼管ブレースにおけるロに規定する値

θ 第二号イ(1)に規定する値

(2) せん断応力

$$\tau = \sigma_c \sin(2\theta)$$

この算式において、 σ_c 及び θ は、それぞれ次の値を表すものとする。

τ ブレースの交差部分に生じるせん断応力(単位 ニュートン
毎平方ミリメートル)

σ_c 圧縮応力が生じる鋼管ブレースにおけるロに規定する値

θ 第二号イ(1)に規定する値

四〇六 (略)

(九九九頁 改正)

(耐震設計用許容応力等)

第十六条 (略)

一〇二の二 (略)

三 (略)

イ (略)

表(a) (略)

表(b)

組合せ応力の種類	判定式
圧縮応力及び曲げ応力の組合せ	$\frac{\sigma_c + \sigma_b}{f_c} \geq 1$
引張応力及び曲げ応力の組合せ	$\frac{\sigma_t}{f_t} + \frac{\sigma_b}{f_c} \geq 1$
圧縮応力、曲げ応力及びせん断応力の組合せ	$\sqrt{(\sigma_c + \sigma_b)^2 + 3\tau^2} \geq f_c$
引張応力及びせん断応力の組合せ(鋼管ブレースの交差部分に限る。)	$\sqrt{\sigma_t^2 + 3\tau^2} \leq f_t$
引張応力及びせん断応力の組合せ(基礎ボルトに限る。)	$\frac{\sigma_t + 1.6\tau}{1.4} \leq f_t$

備考（略）

ロ（略）

四（略）

（九八六頁 平成二三年二月二〇日告示第二三六号の附則の次に追加）

附則（平成二五年一月二十九日告示第二五〇号）

（施行期日）

第一条 この告示は平成二十六年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この告示の施行の際現に設置され、若しくは設置若しくは変更のための工事に着手している耐震設計構造物又はこれらの耐震設計構造物についてこの告示の施行後に高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第十四条第一項又は第十九条第一項の許可を受けて行われる耐震上軽微な変更の工事に係る耐震設計構造物についてこの告示の規定の適用については、なお従前の例による。

容器保安規則に基づき表示等の細目、
容器再検査の方法等を定める告示

(一〇二二頁 改正)

(圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器等の漏えい試験)

第二十一条 (略)

2 圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素連送自動車用容器の漏えい試験(以下この項において単に「試験」という。)は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、容器を自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一〇三 (略)

3 (削除)

(一〇二六頁 改正)

(圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品等の漏えい試験)

第二十八条 (略)

2 圧縮水素自動車燃料装置用附属品及び圧縮水素連送自動車用附属品の漏えい試験(以下この項において単に「試験」という。)は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、附属品を容器に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一〇二 (略)

3 (削除)

(一〇二八頁 改正)

(検査設備の基準)

第三十一条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

一〇三 (略)

四 漏えい試験のための設備は、次に掲げるものとする。

イ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、メタンガスの濃度が〇・二パーセント以下まで検出できるガス検知器又はガス漏えい検知液及び塗布のための器具

ロ 最高充填圧力が三十五メガパスカル以下の圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素連送自動車用容器にあつては、水素の濃度が〇・一パーセント以下まで検出できるガス検知器又はガス漏えい検知液及び塗布のための器具

ハ 最高充填圧力が三十五メガパスカルを超える圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素連送自動車用容器にあつては、水素の濃度が〇・〇三パーセント以下まで検出できるガス検知器

ニ (削除)

ニ 最高充填圧力の一・五倍以上三倍以下の最高目盛のある圧力計であつて、日本工業規格B7505-1(2007)「アネロイド型圧力計」第一部「ブルドン管圧力計に適合しているもの

5〇8 (略)

(一〇三四頁 平成二五年五月一三日告示第一三三号の附則の次に追加)

附則〔平成二六年三月二二日告示第六三号〕

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 平成二十六年六月三十日以前に高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第四十四条の容器検査に合格した圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器に係る車載容器総括証券の様式については、なお従前の例に於てこのかたである。

(一〇三五頁 改正)

様式第3（第1条第2項第3号関係）

車載容器総括証券	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 _____ 月 _____ 日
検査有効期限	年 _____ 月 _____ 日
最高充填圧力	
車台番号	

備考 1 この証券の大きさは縦30ミリメートル、横45ミリメートル以上とする。

- 2 充填可能期限及び検査有効期限は、当該車面に搭載された容器のうち最も短いものの期限を記載すること。

様式第3の2（第1条第2項第3号関係）

車載容器総括証券（低充填サイクル車両専用）	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 _____ 月 _____ 日
検査有効期限	年 _____ 月 _____ 日
最高充填圧力	
車台番号	

備考 1 この証券の大きさは縦30ミリメートル、横45ミリメートル以上とする。

- 2 充填可能期限及び検査有効期限は、当該車面に搭載された容器のうち最も短いものの期限を記載すること。